

< 専利審査指南改正草案(意見募集稿) >

第二部分第一章

4.2 知的活動の規則及び方法

知的活動は、人間の思考活動を意味し、それは人間の思考を源として、推理、分析と判断を経て抽象的結果を生み、或いは人間の思考活動を媒介として間接的に自然に作用して結果を生じる。

……

(2) 上記(1)の記載のほか、一つの請求項に対して特定する全ての内容において、知的活動の規則と方法の内容だけでなく、さらに技術的特徴も含む場合には、当該請求項は全体としては知的活動の規則と方法ではないので、専利法第 25 条により専利権取得の可能性を排除してはならない。

【例】

ビジネスモデルに係る請求項について、ビジネス規則及び方法に係る内容も含め、技術的特徴も含む場合、専利法第 25 条に基づいてその専利権取得の可能性を排除してはならない。

第二部分第九章

2. コンピュータープログラム関連発明専利権出願の審査の基準

審査において、保護を求める案、つまり、各請求項により限定される案を対象としなければならない。

……

(1) ある請求項が、ある種の計算方法或いは数学的計算規則、若しくはコンピュータープログラムそのものやメディア(例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、V CD、DVD 或いはその他のコンピュータ読み取り可能な媒体)に記録されるのみのコンピュータープログラムそのもの、又はゲームの法則や方法などだけに関するものである場合には、当該請求項は、知的活動の法則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には該当しない。

ある請求項は、主題の名称を除き、……専利保護の客体には該当しない。

例えば、記録されたプログラムだけによりそのものだけにより限定されるコンピューター読み取り可能な記憶媒体又はある種のコンピュータープログラム製品、或いは、ゲームの法則だけにより限定されており、如何なる技術的特徴も含まない、例えば、物理的な実体の特徴も含まず限定されるコンピューターゲーム装置などは、実質として、知的活動の法則及び方法だけに関するため、専利保護の客体に該当しない。

但し、発明専利出願で保護を求める媒体は、その物理特性の改良に関する場合、例えば、積層構造や、トラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

第二部分第九章

3. コンピュータープログラムに係わる発明専利の出願の審査例

前記審査基準に基づいたコンピュータープログラムに関する発明専利出願の審査の例示を以下に挙げる。

……

(3) 技術的課題を解決しておらず、或いは技術的手段を利用しておらず、或いは技術的効果が得られていないようなコンピュータープログラムに関する発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定された技術案に該当しないため、専利の保護の客体に該当しない。

【例 8】……当該専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定された技術案に該当せず、専利の保護の客体には該当しない。

【例 9】

学習内容を自ら決定する方式で外国語を学ぶシステム

出願内容の概要

従来のコンピューター支援学習システムにおける学習内容が、システムによって予め決まっていたため、

ユーザーが自分の外国語レベルに応じて学習内容を自ら決定することなく、これら予め決定された内容を学ばなければならない。本願の発明専利出願は、ユーザーが自分のニーズに合わせた学習資料を選定でき、また、資料をシステムに入力すると、システムプログラムが資料における文をいくつかのユニットに区切ることができ、そして、ユーザーが区切られたユニットを組み換えてシステムに入力すると、システムプログラムにより組み換えられた文と当初の文と比較され、予め決まった採点標準に従って得点をつけてから、点数を学習者に出力する。

出願の請求項

選定した学習資料が入力されるための学習機と、
ユーザーから伝送される言語ドキュメントを受信するドキュメント受信モジュールと、
前記言語ドキュメントを最低1つの独立文に区切るためのドキュメント分割モジュールと、
前記独立文を複数の分割ユニットに区切ったもの文分割モジュールと、
前記分割ユニットをユーザーに出力し、ユーザーの自ら組み換えた文を受け、前記独立文とユーザー自ら組み換えて入力された文とを比較して、改め決まった採点標準に従って得点をつけてから、ユーザーに点数を出力する作文型言語学習モジュールと、を含むことを特徴とする学習内容を自ら決定する方式外国語を学ぶシステム。

分析及び結論

当該解決方法は一組のコンピュータープログラムの機能モジュールを利用して学習システムを構成するものである。これらの機能モジュールを利用して、ユーザが決定して伝送する言語ドキュメントを受信して、その中の文をユーザにより組み換えられた文と比較し、比較の結果をユーザーに出力する。当該システムにおいて、学習機を用いてコンピュータープログラムを実行させることにより、学習の過程の制御を実現しているが、当該学習機は公知の電子装置であり、外国語文章の区切りや、組み換え、比較、採点は学習機の内部の特性の改良をもたらしておらず、学習機の構造や機能にも技術的な変化を一切与えていない。また、当該システムで解決する課題は、如何にユーザの主観的願望に合わせて学習内容を決定するかということであり、技術的課題を構成しない。実施される手段は、人為的に学習の規則を制定し、規則の要求に従って行われることであり、自然法則に制約されるようなものではない。それゆえに、技術的手段を利用していない。当該方法を用いて、ユーザーが自分のニーズに合わせて学習内容を自ら決定することにより、学習効率の向上につながるが、得られた効果は、自然法則に合致した技術的効果ではない。従って、本願の発明専利出願は専利法第2条第2項に規定された技術案に該当せず、専利の保護の客体には該当しない。

第二部分第九章

5.2 専利請求の範囲の記載

コンピュータープログラムに関する発明専利出願の専利請求の範囲は、方法請求項として記載してもよく、例えば、当該方法を実現させる装置である製品請求項として記載しても良い。どの形式の請求項でも、明細書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータープログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を大まかに記述しただけのものであってはならない。方法請求項として記載の場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータープログラムで実行する各機能及びこれらの機能がいかにか果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置請求項として記載の場合には、当該装置の各構成部及び各構成部間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータープログラムの各機能がどの構成部でいかにか果たされるかについて詳細に記述しなければならない前記構成部は、ハードウェアを含んでもよく、プログラムを含んでも良い。

コンピュータープログラムのフローチャートの全てに基づいて、当該コンピュータープログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータープログラムのフローチャートを反映する方法請求項と完全に対応して一致する方式により、装置請求項を記載する場合、即ち

この装置請求項の各構成部と当該コンピュータープログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法請求項の各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置請求項の各構成部は、当該コンピュータープログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するのに構築すべき機能モジュールであるとして理解すべきである。このような機能モジュールにより限定される装置請求項は、主に明細書に記載してあるコンピュータープログラムを介して当該解決案を実現するための機能モジュール化の構成であると理解すべきであり、主にハードウェア的な方式により当該解決案を実現するための実体装置として理解すべきではない。

第二部分第十章

3.4 実施例について

化学分野は実験性を持つ分野に属するため、化学分野の発明は試験により証明する必要のあるものが多くある。従って、明細書には、通常、製品の製造と応用の実施例などのような実施例を含むべきである。

(1)明細書における実施例の数は、請求項における技術的特徴の上位概念の概括程度及び数値範囲などにかかっている。化学発明においては、発明の性質や具体的技術分野により、実施例の数に対する要求は完全に同一であるというわけでもない。一般原則としては、発明が如何に実施されるかを理解するのに充分である、また、請求項により限定される範囲内で実施でき、且つ当該効果を達成できることを判断するのに充分であるべきである。

(2)3.5 補足的に提出された試験データについて

明細書が十分に公開されているか否かを判断する場合は、原明細書と専利請求の範囲に記載された内容を基準とする。

出願日以降に補足的に提出された実施例と試験データについて、審査官は考慮しないものとする。審査すべきものとする。補足的に提出された試験データにより証明される技術的效果は、当該技術分野の技術者が本願専利出願に公開された内容により得られるものでなければならない。

第四部分第三章

4.2 無効理由の追加

(1)請求人が無効宣告請求を提出した日より1ヶ月以内に無効宣告の理由を追加する場合は、当該期限内に追加した無効理由に対して具体的に説明しなければならない。さもないと、専利復審委員会は考慮しない。

(2)請求人が、無効宣告請求を提出した日より1ヶ月後に無効理由を追加する場合、通常、専利復審委員会は通常考慮しないものとする。但し、下記に掲げる状況は除く。

(i)専利権者が併合方式削除以外の方式で補正した請求項について、専利復審委員会より指定された期限内に補正内容について無効理由を追加し、且つ追加された無効理由に対して当該期限内に具体的に説明した場合。

(ii)提出した証拠と明らかに対応しない無効理由を変更した場合。

第四部分第三章

4.3.1 請求人による立証

(1)請求人が無効宣告請求を提出した日より1ヶ月以内に証拠を補足する場合は、当該期限内で当該証拠と結び付けて関連の無効理由を具体的に説明しなければならず、さもないと、専利復審委員会は考慮しないものとする。

(2)請求人が無効宣告請求を提出した日より1ヶ月後に証拠を補足する場合、専利復審委員会は通常考慮しないが、次に掲げる状況を除く。

(i)専利権者が併合方式で補正した請求項或いは提出した反証について、請求人が専利復審委

員会により指定された期限内に証拠を補足し、且つ当該期限内に該証拠と結び付けて関連の無効理由を具体的に説明した場合。

(ii)口頭審理の弁論が終了する前に、技術用語辞書、技術マニュアル、教科書等の所属技術分野における公知の常識的な証拠、或いは証拠の法定刑式を完備させるための公証書類や原本等の証拠を提出し、且つ当該期限内に該証拠と結び付けて関連の無効理由を具体的に説明した場合。

(3)請求人が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の立証期限を適用する。

第四部分第三章

4.6.2 補正の方法

前述の補正原則を満たす前提の下で、専利請求の範囲を補正する具体的方式は、通常、請求項の削除、**併合及び技術案の削除、請求項に対する更なる限定、明らかなミスの補正**に限られる。

請求項の削除とは、専利請求の範囲の中から一つ或いは複数の請求項を取り除くことをいう。例えば、独立請求項或いは従属請求項を取り除く。

請求項の併合とは、相互に従属関係を持たないが、権利付与公告書類において同一の独立請求項に従属する二つ又は二つ以上の請求項の併合をいう。この場合、併合した従属請求項の技術的特徴が組み合わせて新しい請求項となる。当該新しい請求項は併合した従属請求項の全ての技術的特徴を含めなければならない。独立請求項が補正されていない場合、その従属請求項に対しては併合の方法で補正してはならない。

技術案の削除とは、同一の請求項の並列する二つ以上の技術案から一つ又は一つ以上を削除することをいう。

請求項に対する更なる限定とは、保護範囲を狭くするように、請求項にその他の請求項に記載された一つ又は複数の技術的特徴を追加することをいう。

第四部分第三章

4.6.3 補正方法の制限

専利復審委員会が審決を発行する前に、専利権者は請求項或いは請求項に含まれる技術案を削除することができる。

次に掲げる三つの場合の応答期限内に限って、専利権者は**併合削除以外**の方法で専利請求の範囲を補正することができる。

- (1)無効宣告請求書に対して答弁する場合。
- (2)請求人が追加した無効理由或いは補足した証拠に対して答弁する場合。
- (3)専利復審委員会が導入した、請求人が言及していない無効理由或いは証拠に対して答弁する場合。

第五部分第四章

5.2 閲覧及び謄写が認められる内容

(1)公表前の発明専利出願、査定公告前の実用新案専利・外観設計専利出願について、同案件の出願人又は代理人は、出願書類、出願と直接に関連している手続き上の書類及び初步審査手続きにおいて出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の応答意見の本文を含め、当該専利出願包袋の関連内容を閲覧及び謄写することができる。

(2)公表済みで、まだ専利権の査定公告が成されていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接に関連している手続き上の書類、公表書類及び初步審査手続きにおいて出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の応答意見の本文を含め、**当該専利出願包袋における公表日までの関連内容、そして、実体審査手続において出願人に発行した通知書、検索報告及び決定書**を閲覧及び謄写することができる。

(3) 専利権の査定公告が成された専利出願の包袋について閲覧及び謄写できる内容には、出願書類、出願と直接に関連している手続き上の書類、発明専利出願のパフレット、発明専利、実用新案専利、外観設計専利のパフレット、専利登録簿、専利権評価報告書、及び結審されている各審査手続き(初歩審査、実体審査、拒絶査定不服審判と無効審判を含む)において専利局、専利復審委員会が出願人又は関連当事者に送付した通知書、**検索報告**と決定書や、出願人或いは関連当事者の通知書に対する応答意見の本文が含まれる。

(4) 拒絶査定不服審判手続、無効審判手続に係属中であり、まだ終結していない専利出願の包袋について、特別な事情により閲覧及び謄写する必要がある場合、関係者から承認を得た後に、前述第(1)と(2)号の関連規定を参照して、専利出願の包袋の中で現在の審査手続に移行される前の内容を閲覧及び謄写することができる。

~~(5) 前述の内容以外の書類については、閲覧及び謄写してはならない。~~

第五部分第七章

7.4.2 財産保全に係る執行協力による中止の期間

人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中止手続を執行する場合、**通常、中止期間は6ヶ月である。民事裁定書の受取日から6ヶ月間経過民事裁定書及び執行協力通知書に明記した場合、当該中止手続が終り財産保全期間により、関連手続を中止する。**

人民法院が財産保全措置の継続を請求する場合、中止期間の満了前に保全の継続に関する執行協力通知書を専利局に送付しなければならない。審査した結果、本章第 7.3.2.1 節の規定に合致した場合には、中止手続は **6ヶ月間更新される。同じ法院の同じ案件に対する執行手続における保全裁定について、専利局での中止期間は12ヶ月を超えないものとし、審判手続における保全裁定については、専利局での中止期間は適宜延長されてよいとする更新される。**

7.4.3 無効宣告手続に係る中止期間

無効宣告手続に係る専利の場合、権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止、**或いは人民法院の財産保全の執行協力要請による中止についてはについて、中止期間は1年間を超えないものとする。中止期間が満了になると、専利局は関連手続を自ら再開する。**